

# 賃上げを検討している経営者必見!

～人への投資で自社のさらなる成長へ!～

- 従業員の賃金を上げ、優秀な人材の獲得や離職防止を図りたい!
- 従業員教育に力を入れ、会社の将来を担う人材を育てたい!
- ボーナスで従業員の頑張りに応えたい!

人への投資に積極的な企業を応援します!



賃上げ・ボーナスUPをすると節税できる優遇制度があります!

## 中小企業向け賃上げ促進税制とは?

要件を満たせば、雇用者全体の給与等支給総額の前年度比増加額の**15%~40%**を税額控除できる制度です! (2024年3月末まで) ※控除上限は法人税額の20%

年間約**13万社**の企業が活用!

(令和3年度実績)

税額控除  
15%

〈要件①〉

税額控除  
10%  
+  
税額控除  
15%

〈上乗せ要件〉+〈要件①〉

税額控除  
30%

〈要件②〉

最大  
40%  
税額控除  
10%  
+  
税額控除  
30%

〈上乗せ要件〉+〈要件②〉

### 要件①

給与等支給総額が前年度と比べて**1.5%以上増加**



増加額の**15%**を法人税額または所得税額から控除

### 要件②

給与等支給総額が前年度と比べて**2.5%以上増加**



増加額の**30%**を控除

### 上乗せ要件

教育訓練費の額が前年度と比べて**10%以上増加**



税額控除率を**10%上乗せ**

※雇用調整助成金等がある場合には当該金額を控除して要件を判定します。

詳しい制度の説明は以下のQRコードからご確認ください

中小企業向け  
賃上げ促進税制  
ご利用ガイドブック



よくあるご質問  
Q&A集



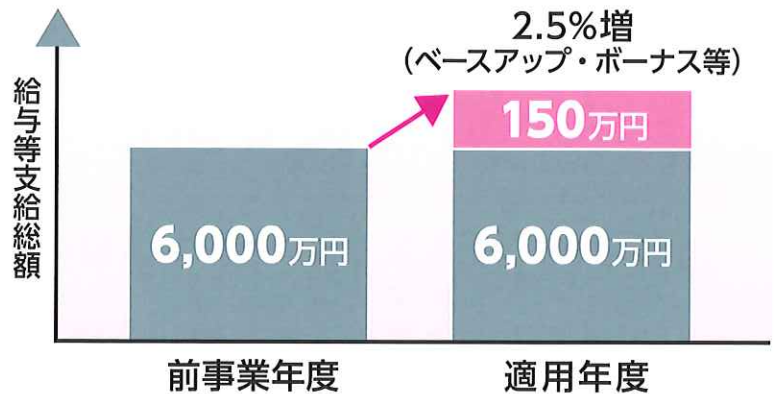


# 賃上げ促進税制を活用したモデルケース

総支給額を 2.5%増やした場合

## 【モデルケースA社】

法人税額：400万円  
従業員数：20名  
平均給与額：300万円  
給与等支給総額：6,150万円 (2.5%増)



税額控除額：**150万円** (給与等支給総額増加分) × **30%** (控除率) = **45万円**

(控除上限は400万円(法人税額) × 20% (控除上限) の80万円まで)

控除後の法人税額：**400万円** (法人税額) - **45万円** (税額控除額) = **355万円**

**45万円の  
税額控除!**

## よくある質問

**Q** 事前に認定を受けたり、書類を提出する必要はないの？

**A** 税務申告より前に特段の手続きを行う必要はありません。

**Q** 「給与等支給総額」ってなに？

**A** 「給与等」とは、俸給・給与・賃金・賞与などを言います。退職金など、給与所得とならないものは原則として含まれません。「総額」なので新規採用等で人件費の総額が増えた場合も適用されます。

**Q** 「教育訓練費」とは具体的には何が該当するの？

**A** 法人等が教育訓練のために支払う費用 (外部講師謝金、外部施設利用料、研修委託費、外部研修参加費等) が該当します。

**Q** 雇用調整助成金を受給している場合はどうなるの？

**A** 適用年度に受給した雇用調整助成金をはじめとする雇用に関する助成金額を控除した「雇用者給与等支給額」に基づいて算出されます。

賃上げ促進税制に関するご相談は、各窓口にお問い合わせください

税務に関するご相談  
お近くの税理士へ

賃上げ促進税制の適用など、税務に関するご相談は、お近くの税理士までご相談ください。



経営改善に関するご相談  
商工会議所

小規模事業者を対象に、経営改善に向けた訪問相談や窓口相談、専門家派遣等を実施しております。

詳しくは地域の商工会議所までお問い合わせください。

【全国商工会議所一覧】 <https://www5.cin.or.jp/ccilist>

